

航空従事者年間飛行規則を次のように定める。

昭和30年6月30日

防衛庁長官 杉原荒太

航空従事者年間飛行規則

改正 昭和32年 3月 8日庁訓第12号
昭和34年 5月20日庁訓第31号
昭和37年11月 1日庁訓第73号
昭和48年 2月 9日庁訓第 4号
昭和52年11月14日庁訓第36号
昭和59年 6月30日庁訓第37号
昭和60年 4月 6日庁訓第19号
平成13年 1月 6日庁訓第 2号
平成17年12月20日庁訓第78号
平成18年 3月27日庁訓第12号
平成18年 7月28日庁訓第83号
平成19年 1月 5日庁訓第 1号
平成19年 8月30日省訓第145号
平成23年 4月 1日省訓第16号
平成27年10月 1日省訓第39号
令和 5年 3月23日省訓第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、航空従事者の技能を維持するための訓練として行う飛行（以下「年間飛行」という。）の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この訓令において「航空従事者」とは、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「技能証明規則」という。）第3条第2項に規定する航空従事者技能証明（G操縦士の技能証明を除く。以下「操縦士等技能証明」という。）を有する隊員（以下「操縦士等」という。）及び同条第3項に規定する航空従事者技能証明（以下「航空士等技能証明」という。）を有する隊員（以下「航空士等」という。）をいう。

2 この訓令において「技能」とは、次の各号に掲げる技量をいう。

- (1) 操縦士等にあつては、その者の有する技能証明に関して技能証明規則第4条の規定により限定されている種類、等級及び型式の航空機に乗り組んで又は乗り組まないで行う操縦（航空機に乗り組まないで行うものにあつては、無操縦者航空機（操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機をいう。以下同じ。）に係

るものに限る。)に要する技量

- (2) 航空士等のうち航法、通信又は偵察等に従事することができる者にあつては、それぞれの航空機に乗り組んで又は乗り組まないで行う航法、通信又は偵察等(航空機に乗り組まないで行うものにあつては、無操縦者航空機に係るものに限る。)に要する技量
 - (3) 航空士等のうち機上整備に従事することができる者にあつては、技能証明規則第4条の規定により限定されている種類、等級及び型式の航空機に乗り組んで行う機上作業に要する技量
- 3 航空従事者が2以上の操縦士等技能証明を有する場合及び操縦士等技能証明と航空士等技能証明とを併せ有する場合は、陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長(以下「各幕僚長」という。)又は官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長若しくは防衛装備庁長官(以下「官房長等」という。)は、年間飛行を行わせる1の技能証明を指定するものとする。

(年間飛行の委託)

第3条 この訓令の規定により、官房長等が勤務する航空従事者に対して年間飛行を行わせるに当たっては、各幕僚長のいずれかに委託しなければならない。

(年間飛行計画及び四半期別飛行計画の作成)

第4条 各幕僚長は、所属の航空従事者(前条の規定により年間飛行について自己に委託された航空従事者を含む。以下同じ。)に対して毎年4月1日から翌年3月31日までの間(以下「年度」という。)において行わせる年間飛行の実施に関する計画(以下「年間飛行計画」という。)をその計画の対象とする年度の開始の前日までに作成しなければならない。

- 2 各幕僚長は、各四半期において所属の航空従事者に対して行わせる四半期別の年間飛行の実施に関する計画(以下「四半期別飛行計画」という。)をその計画の対象とする各四半期の開始の前日までに作成しなければならない。
- 3 各幕僚長は、年間飛行計画又は四半期別飛行計画を変更しようとする場合には、変更の計画を作成しなければならない。ただし軽微な変更を行なう場合にあつては、この限りでない。

(年間飛行基準)

第5条 各幕僚長は、年間飛行計画及び四半期別飛行計画を作成するに当たっては所属の航空従事者に行わせる年間飛行の時間の合計が航空従事者1人について、次の各号に掲げる基準(以下「年間飛行基準」という。)に該当するように計画しなければならない。

- (1) 1の年度において行う年間飛行の時間の合計が90時間(無操縦者航空機の操縦士にあつては60時間、無操縦者航空機の航空士にあつては36時間)を下らないこと。
- (2) 前号の時間のうち少なくとも10時間(無操縦者航空機の操縦士にあつては7時間、無操縦者航空機の航空士にあつては4時間)は、夜間飛行を行う時間であること(回転翼航空機を除く。)
- (3) 技能証明規則第7条第2項に規定する計器飛行証明を有する操縦士等にあつては、第1号の時間のうち少なくとも15時間(無操縦者航空機の操縦士にあつては24時間)

間)は計器飛行を行う時間であること。

- (4) 毎四半期において行う年間飛行の時間の合計が18時間(無操縦者航空機の操縦士にあつては12時間、無操縦者航空機の航空士にあつては8時間)を下らないこと。
 - (5) 操縦士等については、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの間に行う年間飛行の時間のうち夜間飛行を行う時間は、それぞれ少なくとも4時間(無操縦者航空機の操縦士にあつては3時間)であること。
 - (6) 計器飛行証明を有する操縦士等については、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までにを行う第3号に規定する飛行を行う時間は、それぞれ少なくとも7時間(無操縦者航空機の操縦士にあつては12時間)であること。
- 2 各幕僚長は、前項の規定にかかわらず、1の年度若しくは四半期中途において航空従事者となつた隊員については、当該年度若しくは四半期におけるその者の航空従事者として勤務する期間に応じて前項に規定する年間飛行基準を低減し、又は第2条第3項の規定により指定された技能証明が変更された航空従事者について、前項に規定する年間飛行基準を加重することができる。

(年間飛行計画及び四半期別飛行計画の実施)

第6条 各幕僚長、官房長等又は各自衛隊の部隊若しくは機関の長は、年間飛行計画及び四半期別飛行計画に基いて航空従事者に年間飛行を実施させなければならない。

- 2 年間飛行計画及び四半期別飛行計画に基づいて航空従事者に対して年間飛行を行なわせるため所属する航空機を使用することとされた各自衛隊の部隊又は機関の長は、年間飛行計画及び四半期別飛行計画に従つて、航空従事者に対して年間飛行を行なわせるため必要な措置を講じなければならない。

(年間飛行時間の確認及び報告)

第7条 各自衛隊の部隊又は機関の長は、前条第1項の規定による年間飛行の実施に関して航空従事者の行った年間飛行の時間が四半期別飛行計画及び年間飛行計画に合致しているか否かを各四半期末において確認するとともに、各幕僚長に対して当該計画に合致しない航空従事者について報告しなければならない。

(年間飛行基準に達しない場合の処置)

第8条 各幕僚長は、前条の報告を受けた場合には、当該航空従事者について合致しない事情を調査し、その事情が公務上の負傷又は疾病による療養、公務旅行その他やむを得ない事情によるものであると認めた場合には、それぞれ次の四半期又は次の年度内においてその者が実施すべき年間飛行基準を加重する等所要の処置を講じ、その者の技能を維持することに努めなければならない。

- 2 各幕僚長又は官房長等は、四半期別飛行計画又は年間飛行計画に合致しない航空従事者のその合致しない事情が故意によるか又は正当の事由によらないものと認めたときは、その者が技能証明規則第11条第1項第1号に掲げる場合に該当したものとして、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(報告)

第9条 各幕僚長は、当該年度に実施した年間飛行について当該年度の終了後すみやかに

その実施の結果を防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第10条 この訓令の実施に関し必要な事項は、各幕僚長又は官房長等が定める。

附 則

この訓令は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則 (昭和32年3月8日庁訓第12号)

- 1 この訓令は、昭和32年3月8日から施行し、昭和32年3月1日から適用する。
- 2 昭和31年度は、昭和32年3月15日に終了するものとする。ただし、第7条に基く飛行記録の検査にあつては、昭和32年3月16日から昭和32年3月31日までの飛行記録を、昭和31年度第4四半期に算入することができる。
- 3 昭和32年度年間飛行計画及び昭和32年度第1四半期計画は、第4条の規定にかかわらず、昭和32年3月14日までに長官の承認を受けるものとする。

附 則 (昭和34年5月20日庁訓第31号)

- 1 この訓令は、昭和34年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和34年5月20日から施行する。
- 2 昭和34年度第1四半期は、昭和34年6月30日に終了するものとする。

附 則 (昭和37年11月1日庁訓第73号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則 (昭和48年2月9日庁訓第4号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和48年2月9日から施行する。

附 則 (昭和52年11月14日庁訓第36号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月6日庁訓第19号)

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成17年12月20日庁訓第78号)

この訓令は、平成17年12月20日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日庁訓第12号) (抄)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号) (抄)

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年8月30日省訓第145号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
附 則 （平成23年4月1日防衛省訓第16号）（抄）
- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 （平成27年10月1日防衛省訓第39号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。
附 則 （令和5年3月23日防衛省訓第11号）（抄）
この訓令は、令和5年3月23日から施行する。